

平成27年度 第6回江別市市民参加条例制定委員会 会議録（要点筆記）

日 時：平成27年8月5日（水） 18:30～20:00

場 所：江別市民会館 36号室

出席委員：石黒匡人委員、小杉伸次委員、田口智子委員、山元規子委員、深瀬禎一委員、千葉正和委員、松谷貞雄委員（計7名）

事務局：企画政策部北川部長、企画政策部三上次長、政策推進課千葉課長、中島主査、木野本主査、左川主任

会議概要

1 開 会

2 議 事

（1）江別市市民参加条例の制定について

【資料説明】

- ・江別市市民参加条例案・江別市市民参加条例対照表（資料1）
- ・江別市市民参加条例の制定経過（条例案策定後）について（資料2）
- ・「江別市市民参加条例（案）」に対する意見募集の結果と市の考え方（資料3）

【質疑】

○石黒委員長

資料2の内容とあわせて事務局から説明された、市議会での審議経過について、総務文教常任委員会での反対意見の内容が、本会議で反対した議員の意見と考えてよいか。

○事務局

そのとおりである。

○松谷委員

先程の本会議で反対した議員が10名いたとのことであるが、反対意見について具体的な内容を説明願いたい。

○事務局

本委員会でも検討いただいた「政策提案制度」、附属機関としての「市民参加推進会議」などが含まれているべきものとの主旨であった。

○松谷委員

了。

○石黒委員長

条例の内容、中身が悪いということではなく、「足りない要素、もっと含めるべき要素があるのではないか」との内容であり、市民参加をより進めるべきだという意図の意見である。この委員会の中でも小杉委員から政策提案の意見があり、議論を重ねた内容であるが、本委員会の結論としては、「制度の実績を検証した上での検討課題である」とし

たものであった。また、推進会議のような附属機関において、市民参加の取組を確認していくことについては、パブリックコメントにあるとおり、自治基本条例の見直しの中で確認、検討していくことになっていると、本委員会で結論付けたところである。このような委員会の経緯があったところであるが、市議会においては、「更なる組織の設置をすべきである」という意見があったということである。

他に質疑が無ければ議事（１）を終了し、議事（２）に入らせていただく。

（２）江別市市民参加条例の制定について

【資料説明】

- ・ 江別市市民参加条例及び条例施行規則対応条文一覧（資料４）
- ・ 江別市市民参加条例（資料５）
- ・ 江別市市民参加条例施行規則案（資料６）

○石黒委員長

「江別市市民参加条例施行規則素案」の第２条の公表について、第２条第１号から第３号まででそれぞれの方法を示しているが、この方法は現在までも実施している方法である。第４号の「前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法」で採用された方法があるのか。

○事務局

この条文で示した方法のほか、市役所本庁舎及び大麻出張所において「掲示場」があり、この掲示場により公表の手法があるほか、自治会等に協力いただき回覧板等を活用する手法も考えられる。

○石黒委員長

更に新しい手法についても可能性があるため、すべてを条文で示すことはないという内容である。市民参加条例では、他のそれぞれの手法に関する規定もあるが、この第２条の内容も併せて理解いただきたくと思う。

引き続き、条例施行規則素案の第３条から第５条にて、現在までに行われていることと異なる部分や新しい部分はあるのだろうか。

○事務局

現在、附属機関等の委員の選定に関する要綱があり、この要綱の運用を基本としているが、新たに加えた内容は５点ある。

まず１点目は、第３条第１項第５号で「新しい人材の発掘及び登用に努める」という努力規定が加わったことである。

２点目は、同条同項第２号で「委員の兼任は３つを上限とする」としたことと、同条第２項及び第３項で附属機関等の委員名簿を作成し、市の統括部門による名簿の一元管理である。なお、一元管理の統括部門は、総務部総務課としている。

３点目は、附属機関等の委員の公募する期間について、第４条第２項で「原則、２週間以上」としたことである。

4点目は、委員の選考方法について、第5条第1項で現行の運用を基に規定を設けていく。

最後の5点目は、第3条第1項第1号で「幅広い年齢層」と規定したことである。このことは、これまで70歳を上限としていた基準を撤廃したものである。

○石黒委員長

自治基本条例の見直しの際のパブリックコメントでも、「高齢化社会において70歳という年齢制限はおかしい」という意見があった。

また、公募期間の2週間については、従来からこのような運用を行っていたという事であろうか。

○事務局

正確なデータではないが、一般的に2～3週間を確保していたところである。

○石黒委員長

関心のある市民にとって期間が短く応募できないということも考えられるので、一定程度、適切な期間の確保は必要である。

過去の委員会にて、深瀬委員から公募の周知方法についての意見があったと思うがいか

○深瀬委員

一般市民に附属機関の委員を公募しているという情報を伝えるために、どのような方法で周知してすることが適切か、という意見を述べた。

○石黒委員長

公募の公表方法については、より一層の市民参加が図られるような手法が重要であることから、今後においても適正な公表について意識いただきたい。

ほかに意見のある委員がいれば発言願う。

○山元委員

条例施行規則の第5条第1項にて、委員の選考方法を「作文選考」と「書類選考」と2種類の規定をしているが、個人的に「作文選考」については馴染みがない。施行規則を策定する際、なぜ、第1号に「作文」、第2号に「書類」という並びとしたのか。

○田口委員

広報えべつでも、各附属機関等の公募委員の募集が掲載されているが、応募の必要書類としてレポートが示されており、作文選考は一般的な選考方法と考える。

○山元委員

了。それであれば問題がない。

○石黒委員長

条例施行規則の第6条から第8条までで意見のある委員がいれば発言願う。

○小杉委員

第6条と第3条について、各号の表記の語尾が「こと」と締められているが、語尾は「こと」で締めるべきだろうか。表記としては「こと」を削除しても問題ないとする。

○事務局

当市の法制部門に確認の上、検討したい。

○小杉委員

また、傍聴者はあくまで言葉のとおり「傍聴する者」であるが、附属機関等の議題に興味があるはずである。傍聴者であるため議決権はないが、せめて議題においての質問したい場合などの発言権の付与、意見の言える場としては検討されないのだろうか。

○事務局

この市民参加条例だけでなく他の条例の制定委員会でも同じであるが、附属委員会等を傍聴された方は、パブリックコメントとして意見を出していただくことが多い。

また、附属機関等にて意見を述べたい場合は、第3条から第5条の規定のとおり、市民委員に応募いただき、委員として意見を述べていただくのが、附属機関の基本的な考え方である。

○石黒委員長

今の事務局の説明のとおりであるが、過去の自治基本条例の見直しが議題のときに、傍聴者より「意見を言いたい」と希望が出され、委員会として必要性を諮って傍聴者から意見をいただいたことはある。

○事務局

一般的なルールとして、まず、「傍聴」という在り方で附属委員会等を進行するため、意見を述べるのではなく静穏に傍聴していただくということを施行規則第6条で定めている。

○石黒委員長

附属機関等の委員の人数は定められているところであるが、意見を述べたいのであれば委員へ応募いただき、委員として発言いただくということである。附属機関等にて議題を進める上で、傍聴者から発言要請がある場合は、運用の中で対応していくことが必要と考える。

○小杉委員

会議に混乱をきたすことが懸念されることであるため、字数制限を設けた上、書面にて提出いただく形が良いと考える。

○石黒委員長

条例施行規則第6条の「会議の傍聴」で定められている部分についても、従前の要綱等にて定められていたものであるのか。

○事務局

会議の傍聴については、内部通知により従来から決まっていたものを、施行規則として規定するものである。また、第7条及び第8条については、これまでの運用を整理して規定したものである。

○石黒委員長

いままでの運用の基となっていた要綱等の内規は撤廃した上、今後、新たに補充して

いくことになるのだろうか。

○事務局

要綱等、現行の内規は廃止し、この施行規則により運用していくこととなる。さらに補充するものが生じた場合は、内部の取り決めにより運用することを考えている。

○石黒委員長

自治基本条例の見直し時には、市民参加条例も併せて検討することを想定していることから、そのときに、適正な方向性を議論していくことになると考えられる。

○小杉委員

条例施行規則第8条の表題であるが、「(会議録の公表)」から「(会議録の作成及び公表)」と変更は可能であろうか。会議録を公表するのだから、当然、作成義務も発生するはずである。また、神聖な会議録であることを担保するため、少なくとも議長は署名することが必要と考えるが、いかがか。

○事務局

施行規則第8条については、作成についても規定しているものであることから、表題の変更を検討したいと考える。

また、会議録の署名については、現行の運用から署名までは求めていない。

○石黒委員長

条例施行規則第8条では、「附属機関等の会議の長は、次に掲げる事項を記載した附属委員会等の会議録を作成」となっている。

市の条例等の公布においては、市長が署名していると思うが、専決区分に応じて、役職者が署名することはあるのだろうか。

○事務局

行政の事務として、署名を行うことは例外的な対応である。公印については規定で定めているが、署名における規定については例がないと考える。

また、議会の会議録は、議長、副議長及び会議録署名議員が署名するが、各常任委員会の会議録については、署名されていない。この附属機関等の会議録は、常任委員会の取扱いに準拠するものと考えられる。

○石黒委員長

市の文書事務全般に関する議論であるが、意見のある委員はいるか。

○小杉委員

会議で意見が分かれた際、会議録と称するものが公表されても意味がない。自分の経験上、学会の会長は必ず印鑑を求められる。大学でも同じく印鑑を求められることが多い。

○田口委員

文書というものは、その組織のルールや文化などがあり、行政としての公文書の在り方は簡単に変えられるものではないと考える。

○石黒委員長

この件については、従来の取扱と併せ施行規則のとおりに進めたいと思うがよろしいだろうか。

<各委員からの異議なし>

それでは、別に意見がある委員は発言願う。

○田口委員

パブリックコメントについて、パブリックコメント自体を市民へ対して周知する方法が課題であると考え、過去の委員会で発言し各委員の同意を得られたところであったが、その後の対応について確認したい。

○事務局

パブリックコメントの公表については、条例施行規則第2条の第1号から第4号において、公表の方法を定めている。

○田口委員

了。

○小杉委員

条例施行規則第10条第2号に「集約」とあるが、ここでは「一括」の方が表現として正しいと考える。複数の意見で同じ内容のものが出た場合、その意見を「一括」して公表するものとするか。

○事務局

従前から「集約」として表現しており、表現を踏襲したものであるが、用語の意味に基づき検討したい。

○小杉委員

資料6の「【他の執行機関等に策定依頼が必要な規則規定】」において、「規則」と「規程」の違いがあるが、通常、法令という「規則」までが含まれるものである。「規程」というと自主規定といった取扱いの印象を受けるが、ここでの「規程」というのは「法令」に含まれるものなのか。

○事務局

「規程」とは、内部の取り決めという意味合いが強い。また、情報公開条例、個人情報保護条例なども本条例同様に施行規則を定めているが、その例にならい、規則と規程については、内部で使い分けしているところである。

○小杉委員

これらの「規程」は、市職員だけでなく、市民まで拘束されるものなのであろうか。

○事務局

あくまで内部の取り決めなので、市職員のみである。規則と呼ばれるものは、市民を拘束するものも一部あるが、あくまで市民参加条例施行規則の読み替えという性質をもつものであるため、条例施行規則と同様の内容を定めるものである。

○小杉委員

ここでの「他の執行機関」とは、独立行政委員会と捉えてよろしいか。

○事務局

執行機関として独立しているが、水道管理者と消防長については、執行機関ではなく、それぞれの所属長が組織を指揮命令するような規程としている。

○石黒委員長

それぞれの機関において、それぞれ規則・規程として定めるということである。

条例施行規則第13条では「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。」とあるが、これは、当該規則とは別に規則を定めることになるのだろうか。

○事務局

今のところは、内部決裁、通知等による取り決めにより運用していくことを想定している。

○石黒委員長

全体の総括として意見のある委員は発言願いたい。

○田口委員

これまでの委員会にてこの内容の検討を続けてきたが、4年に1回、見直しをすることによってよろしいのだろうか。

○石黒委員長

自治基本条例は、「4年を超えない期間」に見直すこととしている。また、併せて市民参加条例を見直すことになり、また条例施行規則も見直すことになるだろう。

他に意見がなければ、議事2を終了する。

3 その他

○石黒委員長

本日をもって、この委員会は最後の委員会となる。

各委員から一言ずついただきたい。

○田口委員

このような良い条例ができたので、これから良い形で活用いただき、相乗効果が生まれていけばよいと思う。

○深瀬委員

自治会で会長をやっているが、役員会でパブリックコメントの話題を出したが、パブリックコメントとは何かが分かっていない人が非常に多い。今後、このパブリックコメントの理解がより市民に浸透し、市民参加が促進していくようになってほしい。

○千葉委員

市民参加条例の策定検討にあたり、自治基本条例との整合性という部分で、今回は、ベーシックな内容を意図したことから、今後の見直しのときには、内容が深まり、広がり、より一層良くなるよう願っている。

市民参加は、深瀬委員の言うパブリックコメントだけでなく、ワークショップの手法もあるので、パブリックコメントを知るためのワークショップというのも面白いと思いつながり、改めて今後のより一層の深まり、広がりを期待している。

○松谷委員

市民参加条例に対するパブリックコメントにて寄せられた意見の内容を読んでみて、内容が高度で専門的な部分も多く、非常に賛同できるものが多かった。また、パブリックコメントだけでなく、ワークショップ、アンケート等にて市民にとって身近な問題が意見として上がるものと思うので、その市民の意見を1つでも多く吸い上げられるよう、この市民参加条例を生かしていってほしい。

○山元委員

地域には地域なりの問題が多くあるが、市民参加を図っていけば良いのか分からない部分もあるかと思う。自治会等の活動をする市民も少なくなっていると思うので、このような条例をうまく活用していただきたい。

○小杉委員

この委員会では、いろいろと意見を発言させていただいた。附属機関等の委員の欠格事由であった70歳が撤廃されたところであるが、私自身、今年度限りで定年になることから、江別市を出て家族のもとに帰ろうと考えている。今までありがとうございました。

○石黒委員長

委員の方々には、それぞれの立場や経験から様々な意見をいただき、条例制定まですることができた。しかし、条例ができて終わりではなく、この条例の制定が第一歩なので、市議会から意見のあった「政策提言」についてなど、今後の検討により改善、発展させなければならない部分があると思うので、これからの条例見直しの際に生かしていけるよう運用していただきたいと思う。これまでありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡はあるだろうか。

○事務局

11月の寒い時期から本日の暑い時期まで、委員の方々にはご尽力いただきありがとうございました。また、本日いただいた意見を規則へ反映させたいと考えているほか、様々な意見をいただいているので、条例の運用にも反映したいと考えている。

4 閉会